「困ったなぁ」に答えます

佐々木知子の法律相談

佐々木知子（ささき ともこ）
弁護士
帝京大学法学部教授

Q 認知症の親類が心配で、何とかしてあげたいのですが…

50代の女性。親類のことでご相談です。75歳の叔母は、資産家の夫（私の叔父）を5年前に亡くし、子供はいないので、マンションで一人で暮らしていました。兄が一人いましたがなぜだか疎遠のまま先般亡くなり、相続人といえばその息子が一人いるだけです。いつだったか、あれらには一円もやらない、そのうち老人ホームに入ってそこに全部寄付するの、その時は遺言を書かなくちゃね、と言っていました。でもまだ当分一人で人生を楽しむつもりだったようです。

親類中では私が一番親しかったのですが、実はこのところだんだんおかしいなと思うことが増えてきていました。でも娘でもないので病院に行ったらとは言い出せず、そうしたら先般道路で転倒し、運ばれた病院で認知症と言われました。初めて家に行ったら、まさにゴミ屋敷。火の始末もあるし、独居も危ないのでどこか入ってもらわないと思っているうちに、どこで聞きつけたのか、その甥夫婦が病院に来て、自分たちの近くにある食事付きの狭い老人用賃貸に入れてしまいました。本人は訳が分からず不満もないようですが、せっかく資産もあるのに、そんな所で暮らし、挙げ句遺産はそちらに丸々行くのかと思うと、不憫だし、腹が立ってしょうがありません。

私の取り分がないのは重々承知ですが、何とかしてあげられないのかと思うのです。

A 親類の甥夫婦は明らかに遺産目当て。成年後見制度を利用するのも一つの方法です。

まあ、関係のない私でも腹が立つお話ですね。

75歳で認知症は早い感じですが、65歳未満の若年性認知症も珍しくはないので、ありうることです。体が悪いのなら人に面倒を見てもらえますが、認知症は自ら判断ができないので、本当に困りますね。

おっしゃるとおり、甥夫婦は明らかに遺産目当てだと思います。介護もせず没交渉だったのに、相続の時だけ出てくる「笑う相続人」は結構います。もちろん何もしなくても最後遺産は入ってきますが、下手に使われたり（高齢者が詐欺で全財産を巻き上げられることもよくあります）、誰かと養子縁組をしたり、あるいは遺言などを書かれないために、今から本人を取り込んでおくのが確実ですからね。きっと誰か知恵をつけた人がいるのだと思います。

さて、では現実に何が出来るか。成年後見という言葉はご存じですよね。弁識能力の程度によって3種類あり、一番ひどい「精神上の傷害により事理を弁識する能力を欠く常況」が後見（民法7条）、「著しく不十分」なのが保佐（11条）、単に「不十分」が補助（15条）です。幸いご相談者は3親等の姻族なので、家庭裁判所に申し立てが出来る請求権者に含まれます。医師の鑑定書などいろいろ書類が必要なので、成年後見に詳しい弁護士に相談して申し立て、裁判所に公平な見地から最善の後見人などを選んでもらえれば、その際監督人も選ばれるので、甥夫婦も下手なことができなくなります。

問題は、症状が後見ならよいのですが、保佐以下の状態の場合には、基本的に本人の同意が必要だということです。つまり、ご本人が頑固で、あるいは甥夫婦から知恵をつけられて、私は大丈夫、そういうのは要らないと言い張ればつけることができないということです。その場合は、さらに認知症が進んで後見がつけられるまで待って改めて請求を起こすことになると思います。

法的には出来ることに限りがあって申し訳ないのですが、こうしたことはあちこちで起こっているのかもしれませんね。資産がある故の悲劇かもしれず、お気の毒なことと思います。